

第九章 人生は短く事業は永し

第九章 人生は短く事業は永し

一、阿部社長、鳴原社長並死去

明治十八年は、開成社創業以来最大最悪に不幸の年であった。

五月五日 社長並鳴原弥作は、五十六歳で黄泉に旅立つ、最も力とした鳴原社長並に先立たれた阿部社長はガクセンとして病床の人となり鳴原の後を追う如く四十八日目の六月二十三日、社長阿部茂兵衛も五十九歳で不帰の人となった。

最高両首脳が僅々月余の間に相ついでの物故の悲報は、開成社を喪の幕帳にとざし、開拓事業に携わる公私あらゆる関係者を痛嘆させた。

開墾計画は創業苦境の時期を経て軌道に乗ると共に、県の指導と開成社員の努力によってその後も既定方針を進めることで不安はなかったが、一度に兩巨柱を喪失した精神的打撃はしばらくは蔽うことはできなかった。幽明境を隔てた兩社長の現身は、大源院元明惠隆居士（阿部茂兵衛）の法号に、礼讓院積徳英本中元清居士（鳴原弥作）の法号にそれぞれ法身成仏し、共に菩提寺高岳山如宝寺の奥津域から社業の成長を見守ったであろう。人生は短し事業は永遠である。なお生前の阿部、鳴原の私的交渉は親密であった。明治四年伊勢神宮庁から鳴原家に出した書簡に阿部茂兵衛へも宜しくの内密な連絡を伝言した一節にも兩家の間柄が推料される。

既記した如く開成社は事業建直しのため五万円の資金に迫られ、政府に要請して却下され苦境に落ちた。この時阿部、鳴原の兩人は私財を担保に金策工面を計った。当時鳴原家の持高は六十八石余、阿部家は四十一石（明治三年人別帖記）で社員中の財力双璧にあったから、これを提供すれば五十万の調達は容易であり、そこで最初に鳴原が借入先を二木松に求めて奔走したが失敗した。この心労の余り寝込んで終いそのまま病床にこもり余病併発で他界した。

鳴原の失望は阿部の失望であり、鳴原の死は阿部に衝激を与え身心を痛め鳴原の死後を追うように一ヶ月余を隔てて病

死した。開成社の経営を最後まで思い悩んでの両巨柱の早逝であった。

なお付言したいは、開成社のその後が極度経営難に陥ったとき、鳴原家は故弥作社長並に代ってヤイ未亡人が陣頭に立ち、その整理を果すため所有の土地をはじめ古刀（二百振）骨董を売却し、これでも及ばず佐藤伝兵衛氏から金八十円を借用するなど遂に破産寸前に迫込まれ、最後は家財道具類、二の膳付本膳二百組まで処分し、開成社の存続に苦辛を払った。この点阿部家の場合も同様であった。

二、社長、社長並の後任

阿部、鳴原正並両社長死去に伴う後任については、具体的に記述されるものがないが、次項の開成社事業報告書に社長橋本清左衛門の名が出ていることによって、当時副社長の橋本が阿部茂兵衛死去後の社長に就任していることが確認できる。右報告書の一は明治二十年九月二十六日付で、福島県農商課宛提出され、報告書の二は同年十月郡山戸長宛提出のものである。翌二十一年に橋本社長が退き、津野喜七が社長となり、副社長に柳沼恒五郎を選任する。津野社長は明治二十九年末まで続いたことは記録にとめられているが、その後の記録は不明である。尚鳴原社長並死去の当年長男国三は七歳の年少であり、阿部家は養女を迎えたばかりの時期にあった。

三、開成社事業報告書

明治二十年九月二十六日 福島県農商課宛提出の開成社事業収支報告書の一

支出 調（明治六年から十九年まで）

一金五万千七百二十円七十七銭

内 訳

金二百十三円五十一銭七厘

払下荒蕪地大縄百六町歩七反五畝二十六歩代価上納

金五千六百十二円二十一銭六厘 新築開成沼費

金百円 多田野村棒芳北沢古塘修繕増築費出金

金七百三十三円三十九銭四厘 桑田一鍬起工費

金一万千六百五十五円三十四銭四厘 水田六十七町六反七畝三步凸凹平均並に起債

金五千六百五十二円六十五銭二厘 民戸六十一戸建築費

金三百五十円 議事公会に供すべき築造資本出金

金二千三百六十円十七銭 水田水利一万千四百八十間開墾出費

金二百十九円二十三銭一厘 風除花木植立費

金千六百十三円七十五銭 県社大神宮殿並境内築造開成社出金

金五千七百八十二円四十五銭二厘 水田作場道六千二百六十間並石橋百十五修理費

金四百九十二円四十六銭一厘 桑苗十万本植立費

金百二十二円 民戸肥桶費

金三百五十円 馬代金貸付費

金五百六十七円四銭四厘 民戸建築に付凸凹平均費

金百五十円 開成社集会所護山楼築造資本出金

金千二百三十九円三十銭 宅地並非常予備として桑野村へ五百十九俵差出し

金二千五百十一円六十一銭八厘 明治六年創業より十四年八月まで社雜費

金千八百八十七円二十四銭五厘 明治十年貸家四十三戸新築費

金千三百三十五円七十三銭四厘 十二年より桑野村北町道路及民戸修繕係給料雜費

金二千五百三十六円 十三年より桑野村桑田作場道巾三間二万二千六百八十間修繕費

金三千五百六十円四十一銭九厘 十三、四年水田二十二町五反一畝二十三歩試作費

金八十五円九十六銭 山林丈量費

金百円 福島町罹災之節救助

金百二円 十四年白河裁判所訟訴入費

金三百八十七円四銭九厘 十五年一月より馬耕創始十月返入費

金六百十二円九十五銭一厘 十四年九月より十五年十月まで雜費

金九百八十一円六十銭八厘 十五年十一月より十六年七月まで貸家屋根替費並雜費

金三百一円六十八銭六厘 十七年度入費

金八十五円十九銭七厘 十八年度入費

金百八十三円六十一銭二厘 十九年度入費

収 入 調(明治十二年から十九年まで)

一金千二百二十七円八十八銭七厘

外に米二百九十八俵二斗六升三合二勺

内 訳

金七十二円七十八銭三厘 十二年小作米收入

金百九十三円八十三銭三厘 十三年同

金三百四十二円六十三銭 同年試作所收入

金三十二円六銭 十四年貸家賃收入

金百二円六銭 同年小作米收入

金二百七十円十七銭五厘 同年試作所收入

第九章 人生は短く事業は永し

金三十二円七十銭 同年貸家賃収入

金百五十一円八十四銭六厘 十五年 同

金二十九円三十銭 十六年 同

外に米六十俵

金二十九円三十銭 十七年 同

外に米五十七俵

米六十九俵二斗二升五合 十八年 同

米三十六俵一斗五升九合二勺 十九年貢税米収入

米七十五俵二斗七升九合 同年貸家賃収入

開成社拓地総反別

一、開墾地総反別 百三十四町五反二畝二十六歩

同地価 九百四十五円五十二銭三厘

内 訳

田反別 六十七町六反七畝三歩

同地価 百四十五円二十二銭五厘

畑反別 五十五町一反七畝二十二歩

同地価 百二十二円二十六銭四厘

宅地反別 十一町六反八畝一歩

同地価 六百七十八円三銭四厘

一、小作総反別 四十六町四反五畝十歩

内 訳

田 反 別 十九町九反四畝十七歩 貢税付分

十六町五反二十三歩 無税分

畑 反 別 十町歩 無税

宅地反別 十一町六反八畝一步

貢 税 一反歩建家共米一斗一升

同 貸家二十八戸米二斗二升五合

一、荒蕪地反別 七十六町三反九畝十五歩

一、創業以来十九年まで実費総額

金五万八千九百五円十四銭八厘

一、創業以来収入したる米金総額

粃六百二十四俵二斗五升（明治九年より十一年まで）

米二百五十八俵二斗九合（同十二年より十九年まで）

一、現在小作人五十八戸 但し桑野村在住

一、家屋二十八戸 但し長屋十七戸貸付十一戸

右之通取調差上候也

明治二十年九月二十六日

福島県農商課 御中

開成社長 橋 本 清 左 衛 門

事業報告書の二

一、開成社開墾地惣反別 百三十四町五反二畝二十六歩

内 訳

田 反 別 六十七町六反七十三歩

畑 反 別 五十五町一反七畝二十二歩

宅 地 十一町六反八畝一歩

堤 塘 一ヶ所

排水 二ヶ所

一、創業明治六年四月より同十六年七月まで成功

一、資 金 五万八千三百三十四円六十五錢三厘

但し明治六年より同十六年まで

右之通取調差上候也

明治二十年十月

郡山市外二ヶ村戸長 今 泉 久三郎 殿

開成社長 橋 本 清 左 衛 門

四、桑園造成の消長

開成社の開墾初期は、新田開発の精力を桑園造りのため割いた。これは時の県令の至上命令として等閑視するわけにいかなかった。七年七月、桑園増殖促進に五千元の金を県が簡単に貸出したのも、桑園に期待をかけての配慮と思われる。五千元の大金は開成社の財政を圧迫し、その完済には十二年七月まで満五年を要した。

借入金は荒れ放題の畑に手入を急がせ、翌八年には四十町余の桑園が息吹かえし、翌々年の九月には六十八町余の、文字通り桑葉の園生が大槻原の姿を変えた。新しい村の桑野が誕生したのはこの年である。生い茂る桑の集落を象徴して村名となった。この村名に恥じない盛況は、十二年まで持続したが、十三年に入ってやや衰兆をみせ、その後年々減反の一途をたどり、九年最盛時の三分の一前後に落ちた。当時蚕糸製造は順調に伸びていたは記録にも知られ、従って桑の栽培も多望であったはずにも拘わらず激減を来したは何故か、思うにこれが原因は開成社の経営管理の状況にあったようである。開成社は規則第九条が指向するごとく、創業時は、反別や投入資金に多少の差はあっても、開墾そのものは両者並行を立前としたが、工事実費に当って稲田の方に比重がかかり、桑園は副次的に扱われ、造成反別も二十町歩前後が限界であったことなど、左記明治八年から二十年間の年表が示している。

桑園反別表

八年	四一町五反	一五年	二〇町一反	二二年	二四町二反
九年	六八町三反	一六年	二〇町一反	二三年	二三町三反
一〇年	六八町三反	一七年	二〇町一反	二四年	二三町一反
一一年	六六町一反	一八年	二〇町一反	二五年	二二町五反
一二年	六一町八反	一九年	二〇町	二六年	二二町五反
一三年	五四町	二〇年	二二町四反	二七年	二二町五反
一四年	三一町四反	二一年	二四町二反		

五、開成山碑建立

明治三十六年十月 開拓記念の開成山碑を開成山神宮前に建立した。碑の表題は彰仁親王の書、裏面撰文は時の枢密顧問官副島種臣が起草、土肥直庫書である。撰文は開成山の旧称離森の説明から初まり、県令安場保和の嘱望によって創業された開成社開墾事業の成果と安積疏水の完成を称し、特に明治天皇東巡に際して現地臨幸の実況が、その供奉政府大官の消息を併せて詳記されてある。

この撰文は詩情豊かに開成山の地形を表現している冒頭「開成山は離森といひ来し地にて東は逢隈河の長流とは（永遠）に、西は猪苗代の大湖をたたえ、四望曠遠池味沃饒なり、と描写し、ついで山下に神園を設（しつら）ひて、梅桜紅楓を移植して、山中明眉月清麗にて、四時の勝景正に東北に冠たり、と絶賛している。この形容ほどでなくとも、郡山の風致区として開成山は現存している。七十年間先人の銘言を刻んで建つ碑に対しても、名勝開成山の環境は、公害などに侵されるようなことがあってはならない。

註―副島種臣（一八二八―一九〇五）伯爵旧佐賀藩士、大政奉還勸告のため大隈重信と共に脱藩、明治政府参議、外務卿、板垣退助らと民選議院設立運動、明治二十四年枢密院副議長、二十五年内務大臣、翌年枢密顧問官再任、三十八年没まで在職、開成山碑文は明治三十五年十二月起草である。